

第 1 1 6 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 4 月 24 日 開会

令和 5 年 4 月 24 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 1 6 回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（4月24日）

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 2 |
| ○欠席議員 | 2 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○開会及び開議の宣告 | 3 |
| ○議会運営委員会の報告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 4 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| ○町長提出議案提案理由の説明 | 4 |
| ○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 7 |
| ○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 8 |
| ○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 10 |
| ○報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 11 |
| ○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 13 |
| ○閉会の宣告 | 14 |
| ○署名議員 | 17 |

令和5年4月24日（月曜日）

第116回南部町議会臨時会会議録

（第1号）

第116回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年4月24日（月）午前11時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
令和4年度南部町一般会計補正予算（第10号）
- 第 6 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税
の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 報告第 10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 44号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|------|
| 1番 | 工藤 | 愛君 | 2番 | 松本 | 啓吾君 |
| 3番 | 久保 | 利樹君 | 5番 | 坂本 | 典男君 |
| 6番 | 滝田 | 勉君 | 7番 | 西野 | 耕太郎君 |
| 8番 | 山田 | 賢司君 | 9番 | 八木田 | 憲司君 |
| 10番 | 中舘 | 文雄君 | 11番 | 工藤 | 正孝君 |
| 12番 | 夏堀 | 文孝君 | 13番 | 沼畑 | 俊一君 |

14番 根市 勲 君
16番 川守田 稔 君

15番 馬場 又彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 町 長 | 工藤 祐直 君 | 副 町 長 | 佐々木 俊昭 君 |
| 総務課長 | 西館 昌男 君 | 企画財政課参事 | 金野 貢 君 |
| 税務課長 | 松原 浩紀 君 | 福祉介護課長 | 戸室 正樹 君 |
| 健康こども課長 | 夏坂 和徳 君 | 商工観光課長 | 川村 一城 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 事務局 長 | 岩木 育子 | 総括主査 | 坂本 裕昭 |
| 主 事 | 柴田 和香 | | |

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第116回南部町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前11時00分)

◎議会運営委員会の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員会から、本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会副委員長、八木田憲司君。

(議会運営委員会副委員長 八木田憲司君 登壇)

○議会運営委員会副委員長（八木田憲司君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、第116回南部町議会臨時会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告4件、議案1件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日、4月24日、1日としましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、16番川守田稔君、1番工藤愛君を指名します。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、4月24日、1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日、1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

本臨時会の上程は、町長提出の案件が、報告4件、議案1件であります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 皆さん、おはようございます。

本日招集の第116回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席いただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件であります。報告4件、令和5年度南部町一般会計補正予算案1件の、合わせて5件でございます。

順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第7号から第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明いたします。

報告第7号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第10号）」であります。ふるさと納税寄附金及び森林環境譲与税の収入増に伴い、その増額分を地域振興基金及び森林環境整備基金への積立金として追加する必要があるため、歳入歳出予算の総額に4,330万1,000円を追加し、予算の総額を125億2,083万5,000円とすることについて、令和5年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第8号「南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税について、令和6年度からの森林環境税の賦課徴収に関する規定を新たに追加すること、また、軽自動車税について、環境性能に応じて税率を軽減する特例措置である、グリーン化特例の適用期間を延長するとともに、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの区分を新たに追加することなど、条例を改正する必要があるため、令和5年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第9号「南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の特別措置の対象要件として、事業者が策定し認定を受ける地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長することについて、令和5年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第10号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る

課税限度額を引き上げるとともに、現在の経済動向を踏まえ、国民健康保険税の軽減対象世帯を拡充するため軽減判定基準を引き上げるなど、所要の改正を行う必要が生じたため、令和5年3月31日に専決処分したものであります。

次に、議案第44号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）」であります。国による追加の物価高対策として、令和4年度予算の予備費から2.2兆円を支出することが決定されたことを受け、これに伴う国庫負担金及び地方創生臨時交付金を活用して実施する物価高対策事業について、町民の皆様へ一日も早く支援をお届けしたいという思いから、本臨時会に提案させていただくものであります。

具体的には、まず、子育て世帯の生活支援に係る事業であります。児童扶養手当受給世帯を除く住民税均等割非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」に係る経費に国の負担金を財源として919万7,000円、給付対象を課税子育て世帯に拡大し、児童1人当たり5万円を給付する町独自の「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」に係る経費に国の交付金と町の財政調整基金を財源として8,236万4,000円を計上するものであります。

次に、低所得世帯の生活支援に係る事業であります。住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付する「住民税非課税世帯給付金事業」に係る経費に国の交付金と町の財政調整基金を財源として7,506万7,000円、3万円の給付の対象とならない住民税課税世帯に対し、1人当たり5,000円分の商品券を交付する町独自の「住民税課税世帯商品券交付事業」に係る経費に国の交付金と町の財政調整基金を財源として7,857万4,000円を計上するものであります。

これらの事業を合わせまして、歳入歳出予算の総額に2億4,520万2,000円を追加し、予算の総額を110億4,520万2,000円とするものであります。

以上、本臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和4年度南部町一般会計補正予算（第10号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段の処分理由に記載がありますとおり、令和4年度一般会計予算に関し、森林環境譲与税などの歳入が確定したことに伴い、歳出の基金積立金を増額する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

4ページをお開き願います。

専決第6号「令和4年度南部町一般会計補正予算（第10号）」は、第1条、歳入歳出予算の総額に4,330万1,000円を追加し、予算総額を125億2,083万5,000円とすることについて、令和5年3月30日付けで専決処分を行いました。

14、15ページを開き願います。

歳出の2款1項13目基金管理費は4,330万1,000円を追加するもので、内容としましては、特定財源欄に記載の森林環境譲与税が交付額の確定に伴い増額となり、これに、財源として実施した林業振興施策に充当されなかった額と合わせ、来年度以後の事業の財源とするため、説明欄記載の森林環境整備基金への積立金として1,107万1,000円を追加。また、特定財源欄に記載の財産売払収入は、債券の入替えによる差益を27万8,000円追加し、これに、その下のふるさと納税寄附金の増加分3,195万1,000円を加えた額を財源とし、説明欄に記載の地域振興基金に積み立てるため3,223万円を追加したものでございます。

中段の3款2項児童福祉費、下段の4款1項保健衛生費及び、次のページをお開き願います。

下段の10款1項教育総務費につきましては、令和4年度中に国庫補助事業で実施した各費目におけるコロナ感染症対策事業の町負担額に対し、国からコロナ感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されたことから、それぞれの事業に対し特定財源として充当を行う財源更正を行ったものでございます。

また、16ページ2段目の6款2項林業費も同じく財源更正を行うものでございますが、特定財

源として森林環境譲与税を充当した事業費の確定によりまして2万2,000円を減額し、一般財源に振替えしたものでございます。

10、11ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳出で申しあげましたとおり、特定財源となる森林環境譲与税や国庫支出金などを追加補正したほか、2段目の9款1項2目は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、固定資産税減収相当額18万3,000円が補填されたことから、新たに目を設け追加したほか、本補正予算の不足する財源につきましては、3段目の10款1項1目地方交付税を21万5,000円追加し対応したものでございます。

以上のとおり専決処分したことについて、地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（松原浩紀君） 説明資料の3ページをお開き願います。

報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関連する法令が令和5年3月31日に交付され、原則令和5年4月1日から施行されることに伴い、町税条例を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日付けで専決処分したものでございます。

主な改正の内容は、1つ目、個人住民税、森林環境税の創設に伴う改正になります。

森林環境税は、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、森林環境税及び森林環境譲渡税に関する法律に基づき、令和6年度から国税として一人年額1,000円を個人住民税均等割額の枠組みを用いて、町が賦課徴収することについて改正を行ったものでございます。

次に、給与所得者の扶養親族に係る規定の整備になりますが、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について規定を新設したものでございます。

2つ目、軽自動車税種別割についての改正になります。

電気自動車等、環境性能の優れた軽自動車を取得した場合の税率の軽減特例措置、グリーン化特例の適用期限を、環境性能に応じそれぞれ延長したものでございます。

説明資料の4ページをお開き願います。

特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードに係る車両区分が創設されたことに伴い改正を行ったものでございます。

その他、法改正に併せて所要の改正を行っており、条例の施行日は原則令和5年4月1日といたしまして、条項ごとに所要の経過措置を設けております。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
報告第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。
報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第7、報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めること
について(南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に
関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松原浩紀君) 説明資料の5ページを開き願います。

報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町承認地域経済牽
引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条
例の制定について)」ご説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団
体等を定める省令が一部改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、南部町
承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を一
部改正する必要が生じたため、令和5年3月31日付けで専決処分したものでございます。

改正の概要は、法に定めます総務大臣から得る基本計画の同意の期限、いわゆる固定資産税の免除を行うことができる期限を、令和5年3月31日から令和7年3月31日へ2年間延長したものでございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第9号は原案のとおり承認されました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（松原浩紀君） 説明資料の6ページをお開き願います。

報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日付けで専決処分したものでございます。

主な改正内容は、1点目、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の税負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に引き上げたものでございます。

2点目は、経済動向を踏まえ、国保税の軽減世帯を拡充するため、所得判定基準を改正したもので、軽減判定する際、被保険者に乗じられる金額を5割世帯にあっては28万5,000円を29万円に、2割軽減世帯にあっては52万を53万5,000円にそれぞれ引き上げたものでございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第10号は原案のとおり承認されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第9、議案第44号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書をご準備いただきまして、71ページをお開き願います。

議案第44号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に2億4,520万2,000円を追加し、予算総額を110億4,520万2,000円とするものでございます。

80、81ページをお開き願います。

歳出から説明をいたしますが、このたびの補正予算は、国の令和4年度予算の予備費支出による電気・ガス・食料品等の価格高騰に対する国民生活支援について、町におきましてもその重要性を認識し、町民への支援を1日でも早くお届けしたいとの思いで編成したものでございます。

上段、3款1項1目社会福祉総務費は、国が示す低所得世帯支援として住民税非課税世帯に対し1世帯当たり現金3万円を給付するもので、18節補助金に2,400世帯分の給付金7,200万円のほか、事務費と合わせ、総額で7,506万7,000円を計上するものでございます。

中段、3款2項1目児童福祉総務費は、子育て世帯生活支援に係る経費を計上するもので、18節補助金の説明欄の上段は、国が示す住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり現金5万円を給付するもので、180人分、900万円を計上いたしました。

また、子育てに優しいまちづくりを進めている南部町としましては、物価高等により影響を受けているのは非課税世帯のみではないとの考えから、全ての子育て世帯を支援するため、国が示す基準に該当しない全ての子育て世帯に対し、町単独分として、同様に児童1人当たり現金5万円を給付することとし、1,635人分、8,175万円を計上し、事務費と合わせ総額で9,156万1,000円により、全ての子育て世帯を支援したいと考えております。

下段、7款1項1目商工業振興費は、このたびの国の予備費による物価高騰支援の趣旨に沿い、町民の消費下支えを通じた生活支援と、地元購買により町内商工業者を支援することを目的として、現金3万円給付の対象とならない世帯に対し、世帯員1人当たり5,000円の商品券を交付するもので、次のページをお開き願います。

19節扶助費に13,800人分、6,900万円のほか、商工会の委託料などの事務経費を合わせ、総額で7,857万4,000円を計上するものでございます。

78、79ページをお開き願います。

本補正予算の財源でございますが、住民税非課税の子育て世帯に対する支援については上段の14款1項1目2節の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金919万7,000円を充当。その他の子育て世帯への支援並びに住民税非課税世帯への現金3万円給付及びその他の世帯への商品券給付につきましては、中段の14款2項1目1節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,934万2,000円を充当し、なお不足する財源につきましては、下段の18款2項1目財政調整基金から9,666万3,000円を取崩し対応するものでございます。

議案第44号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第116回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案いたしました議案につきましては、慎重審議の上、原案のとおりご議決を賜りましたことに対し心から御礼申し上げます。

補正予算のご議決をいただきました物価高対策に係る「子育て世帯の生活支援」及び「低所得世帯の生活支援」の各事業につきましては、早速、給付に向けた作業を開始し、町民の皆様へ速やかに支援をお届けできるよう進めてまいります。

また、今回の補正予算に係る事業は、全ての町民の皆様へ支援が行き渡る内容としたものでありますが、物価高により経営が圧迫されている町内の農家や各種事業者の皆様に対しましても必要な支援をお届けできるよう、内容を検討した上で6月定例会に提案させていただきたいと考えているところであります。

さて、農作物の生育状況に関する情報であります。ウメやサクランボをはじめとする果樹は、3月に気温の高い日が続いたことにより開花時期が10日から2週間ほど早まっており、農家の方々からは、「作業が間に合わない」といった声が聞かれております。

開花時期が早い年には、特に霜害や低温による影響が心配されるところであり、4月中旬に入りましても朝晩は冷え込む日が多く、日中も気温の低い日が続いたところであります。

今後の気象状況を注意深く見守りながら農家の方々への栽培管理に関する情報の提供などを行ってまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第116回南部町議会臨時会を閉会します。

（午前11時36分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏 堀 文 孝

署 名 議 員 川守田 稔

署 名 議 員 工 藤 愛